

平成 28 年 第 3 回  
香川県後期高齢者医療広域連合議会（定例会）  
会 議 録

11 月 29 日 開会

11 月 29 日 閉会



平成 28 年第 3 回  
香川県後期高齢者医療広域連合議会（定例会）会議録  
11 月 29 日（火曜日）

香川県後期高齢者医療広域連合告示第 9 号

平成 28 年第 3 回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する

平成 28 年 11 月 21 日

香川県後期高齢者医療広域連合長 大西 秀人

記

- 1 日 時 平成 28 年 11 月 29 日（火） 午後 2 時
- 2 場 所 香川県自治会館 7 階 会議室

---

午後 2 時 開会

出席議員 22名

1番	中村 順一	12番	田中 貞男
2番	大橋 光政	13番	城中 利文
3番	二川 浩三	14番	佐々木 邦久
4番	鎌田 基志	15番	安井 信之
5番	竹内 俊彦	16番	香西 茂知
6番	片山 圭之	17番	蓬 清二
7番	多田 光廣	18番	大松 喜次郎
8番	若杉 輝久	19番	礪石 眞己
9番	竹森 千津	20番	山神 猛
10番	安藤 忠明	21番	志村 忠昭
11番	大山 博道	22番	三好 勝利

欠席議員 なし

出席関係者

広域連合長	大西 秀人	事業課保健事業	
副広域連合長	大山 茂樹	グループリーダー	田中 裕子
副広域連合長	藤井 賢	議会事務局長	金川 修二
事務局長	原田 典子	事務局書記	小林 生吹
事業課長	高畑 正弘		
総務課総務			
グループリーダー	向谷 美保子		
事業課資格管理			
グループリーダー	高橋 伸彰		
事業課医療給付			
グループリーダー	有本 武史		
事業課保険料			
グループリーダー	植松 千博		

## 議 事 日 程

日程第 1 会期決定について

日程第 2 会議録署名議員指名について

諸般の報告

日程第 3 議案第10号から認定第 1 号まで

議案第10号 香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合同規約の一部変更について

議案第11号 香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について

認定第 1 号 平成 27 年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について

(提案説明・質疑・討論・採決)

---

### 本日の会議に付した事件

日程第 1 会期決定について

日程第 2 会議録署名議員指名について

諸般の報告

日程第 3 議案第10号から認定第 1 号まで

---

○議長（鎌田基志君）皆さん、こんにちは。

これより平成 28 年第 3 回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に送付いたしてあるとおりであります。



#### 日程第 1 会期決定について

○議長（鎌田基志君）まず、日程第 1 会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は本日 1 日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田基志君）御異議なしと認めます。よって、会期は 1 日と決定いたしました。



#### 日程第 2 会議録署名議員指名について

○議長（鎌田基志君）次に、日程第 2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 76 条の規定により議長において 13 番城中利文君及び 19 番碓石眞己君を指名いたします。



#### 諸般の報告

○議長（鎌田基志君）この際、諸般の報告をいたします。

上程案件に関する説明のため、広域連合長初め関係者の出席を求めておきましたので、御報告申し上げます。

次に、職員に報告させます。

事務局長。

〔議会事務局長（金川修二君）議案第 10 号～認定第 1 号の議案を朗読〕

○議長（鎌田基志君）以上で諸般の報告を終わります。



#### 日程第 3 議案第 10 号から認定第 1 号まで

○議長（鎌田基志君）次に、日程第 3 議案第 10 号から認定第 1 号までを一括議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長 大西秀人君。

〔広域連合長（大西秀人君）登壇〕

○広域連合長（大西秀人君）提案説明に先立ちまして、後期高齢者医療制度の状況につきまして、簡単に御説明申し上げます。

先般、厚生労働省から発表されました、昨年度の概算医療費によりますと、国全体の医療費総額及び75歳以上の後期高齢者の医療費が過去最高を更新し、近年では、平成22年度に次ぐ高い伸び率となったとのことでございます。

この傾向は本広域連合におきましても同様でございます。その要因といたしましては、新薬の普及などによる調剤医療費の大幅な増加や、さらなる高齢化の進行などがあげられているところでございます。

また、国においては、後期高齢者の保険料にかかる軽減特例措置や、高額療養費制度の自己負担限度額について、世代間の公平や負担能力に応じた負担等の観点から、見直しを進めており、年内にも具体案を取りまとめる方向で、現在、社会保障審議会の医療保険部会で審議中と伺っているところでございます。

このような中、本広域連合におきましては、後発医薬品の普及促進や医療機関等の適正受診にかかる普及啓発のほか、今年度からは全国の中でも死亡率の高い糖尿病の重症化予防を目的として、治療中断者への再受診勧奨を始めるなど、健康寿命の延伸や医療費適正化のための各種施策に取り組んでいるところでございます。

また、医療保険制度改革に盛り込まれております保険料軽減特例措置の平成29年度からの見直しにつきましては、高齢者の生活に大きく影響を及ぼすものでありますことから、本広域連合として、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じまして、現行制度の維持あるいは、やむを得ず見直す場合には、国による丁寧な説明と周知を行うとともに、きめ細やかな激変緩和措置を講ずることを、強く要望しているところでございます。

本広域連合といたしましては、今後とも国等関係機関の動向を十分注視するとともに、県や市町と連携を図りながら、引き続き、制度の円滑かつ適切な運営に資するよう努めてまいりたいと存じておりますので、議員皆様方のより一層の御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本日の平成28年第3回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会に提出いたしました諸議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、議案第 10 号、香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合同規約の一部変更についてでございます。

三観衛生組合が、平成 29 年 3 月 31 日をもって解散し、香川縣市町総合事務組合から脱退することに伴い、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、一部事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び一部事務組合の規約の変更に係る関係地方公共団体の協議の必要が生じたため、同法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 11 号、香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分についてでございます。

三観衛生組合が、平成 29 年 3 月 31 日をもって、香川縣市町総合事務組合から脱退することに伴い、地方自治法第 289 条の規定により、香川縣市町総合事務組合財産の処分に係る関係地方公共団体の協議の必要が生じたため、同法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次に、認定第 1 号、平成 27 年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定でございますが、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

まず、一般会計でございますが、歳入は、予算現額 5 億 1,720 万 2 千円に対し、収入済額は、5 億 1,337 万 8,300 円で、予算現額と比較して、382 万 3,700 円の減となっております。

また、歳出は、予算現額 5 億 1,720 万 2 千円に対し、支出済額は、4 億 9,227 万 6,259 円で、不用額は、2,492 万 5,741 円となり、執行率は、95.2%でございます。

それでは、決算の概要につきまして、「平成 27 年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算事項別明細書」によりまして、御説明申し上げます。

まず、歳入についてでございますが、第 1 款「分担金及び負担金」は、広域連合規約に基づく共通経費としての市町負担金で、収入済額は、4 億 5,008 万 1 千円でございます。

次に、第 2 款「国庫支出金」は、医療費適正化等推進事業費補助金及び社会保障・税番号制度システム整備費補助金で、収入済額は、1,306 万 9 千円でございます。

次に、第 4 款「繰入金」は、後期高齢者医療制度周知のための小冊子作成や、市町が実施した人間ドックへの補助金に要した経費等を、後期高齢者医療制度臨時特例基金及び特別調整交付金から繰り入れたもので、収入済額は、3,843 万 6,403 円でございます。



次に、第5款「繰越金」は、前年度繰越金で、収入済額は、1,008万29円でございます。

次に、第6款「諸収入」は、歳計現金の預金利子、レセプトデータの情報提供料等で、収入済額は、170万1,342円でございます。

以上、歳入合計は、5億1,337万8,300円でございます。

次に、歳出でございますが、第1款「議会費」は、議員報酬及び費用弁償のほか、関係資料送付料等で、支出済額は、91万433円でございます。

次に、第2款「総務費」、第1項「総務管理費」は、派遣職員の給料や職員手当等のほか、被保険者証等の郵送に係る通信運搬費、療養費の審査手数料、電算処理システム等に係る委託料や使用料等で、支出済額は、4億4,338万1,697円でございます。

次に、第2項「選挙費」は、委員の公務災害補償負担金で、支出済額は、5,256円でございます。

次に、第3項「監査委員費」は、委員報酬、事務従事委託料等で、支出済額は、14万5,041円でございます。

次に、第3款「民生費」は、懇話会開催経費、重複・頻回受診者訪問指導委託料、市町が実施する人間ドック等の補助金のほか、新たに実施した医療機関等の適正受診に関する普及啓発用品作成や、柔道整復に係る療養費の適正化に向けた療養費支給申請書点検等業務委託料などで、支出済額は、4,783万3,832円でございます。

以上、歳出合計は、4億9,227万6,259円でございます。

次に、実質収支に関する調書でございますが、歳入総額は、5億1,337万8,300円、歳出総額は、4億9,227万6,259円で、歳入歳出差引額は、2,110万2,041円となり、地方自治法第233条の2の規定に基づき、剰余金として、翌28年度の歳入に編入するものがございます。

次に、後期高齢者医療事業特別会計でございますが、歳入は、予算現額1,373億3,516万4千円に対し、収入済額は、1,379億4,012万9,527円で、予算現額と比較して、6億496万5,527円の増でございます。

また、歳出は、予算現額1,373億3,516万4千円に対し、支出済額は、1,343億368万4,222円で、不用額は、30億3,147万9,778円となり、執行率は、97.8パーセントでございます。

それでは、決算の概要につきまして、「平成27年度香川県後期高齢者医療広域連合後

期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書」によりまして御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、第1款「市町支出金」は、市町が徴収した保険料等負担金及び市町が負担する療養給付費負担金で、収入済額は、220億2,054万6,608円でございます。

次に、第2款「国庫支出金」は、国が負担する療養給付費負担金、高額医療費負担金のほか、調整交付金や市町に委託して実施した健診事業費の補助金、及び低所得者等の保険料軽減措置に対する高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金で、収入済額は、475億3,812万9,794円でございます。

なお、このうち8億6,317万7,164円は、国により新たに設けられました保険医療機関の診療報酬の不正請求に伴う医療給付費の財政支援の基準に基づき交付されたもので、破産手続が終了した医療法人財団エム・アイ・ユー、いわゆる旧麻田総合病院の不正請求返還金に係る不納欠損に対し交付されたものでございます。

次に、第3款「県支出金」は、県が負担する療養給付費負担金及び高額医療費負担金で、収入済額は、109億6,718万1,384円でございます。

次に、第4款「支払基金交付金」は、現役世代からの支援金で、収入済額は、542億7,870万286円でございます。

次に、第5款「特別高額医療費共同事業交付金」は、著しく高額な医療費に対する交付金で、収入済額は、3,158万4,636円でございます。

次に、第8款「繰入金」は、後期高齢者医療制度臨時特例基金制度の廃止に伴う基金残額の繰入金、及び過年度の医療給付費等を国、県、市町へ返還するための後期高齢者医療事業財政調整基金からの繰入金で、収入済額は、17億4,162万2,057円でございます。

次に、第9款「繰越金」は、前年度繰越金で、収入済額は、11億1,676万6,919円でございます。

次に、第10款「諸収入」は、交通事故などによる第三者行為に係る納付金、及び不正請求に係る診療報酬返還金や一部負担金の負担割合の変更に伴う返納金並びに過年度分高額療養費返納金で、収入済額は、2億4,559万7,843円でございます。

また、返納金等の不納欠損額は、10億7,921万4,836円で、このうち10億7,897万1,456円が昨年9月30日に破産手続が終了し、債権が消滅した医療法人財団エム・アイ・ユーの不正請求に係る診療報酬返還金分でございます。

また、時効に伴う不納欠損額は 24 万 3,380 円でございます。

なお、不正請求に係る診療報酬返還金の不納欠損に対しては、先ほど申し上げました通り、国より新たに設けられた診療報酬の不正請求に伴う医療給付費の財政支援として、不納欠損額の 10 分の 8 にあたる 8 億 6,317 万 7,164 円が、特別調整交付金として、交付されております。

また、収入未済額 2 億 2,146 万 7,308 円は、現在、破産手続中の医療法人社団ジーアンドケー、いわゆる五番丁病院の不正請求に係る診療報酬返還金等でございます。

以上、歳入合計は、1,379 億 4,012 万 9,527 円でございます。

次に、歳出でございますが、第 1 款「保険給付費」は、療養給付費、高額療養費、葬祭費等の給付などに要する経費で、支出済額は、1,321 億 415 万 428 円でございます。

次に、第 2 款「県財政安定化基金拠出金」は、香川県が設置している財政安定化基金への拠出金で、支出済額は、5,746 万 3,519 円でございます。

次に、第 3 款「特別高額医療費共同事業拠出金」は、著しく高額な医療費による財政影響を緩和するための共同事業への拠出金で、支出済額は、2,508 万 1,889 円でございます。

次に、第 4 款「保健事業費」は、市町へ委託した健康診査や、新たに 75 歳被保険者を対象に実施した歯科健康診査及び訪問歯科健康診査に要した経費で、支出済額は、4 億 8,933 万 2,029 円でございます。

次に、第 6 款「諸支出金」は、保険料の過誤納金に係る還付加算金や払戻金及び過年度の医療給付費等に係る国、県、市町への返還金などで、支出済額は、16 億 2,765 万 6,357 円でございます。

以上、歳出合計は、1,343 億 368 万 4,222 円でございます。

次に、実質収支に関する調書でございますが、歳入総額は、1,379 億 4,012 万 9,527 円、歳出総額は、1,343 億 368 万 4,222 円で、歳入歳出差引額は、36 億 3,644 万 5,305 円となり、このうち 19 億円を、財政調整基金に積み立て、残額 17 億 3,644 万 5,305 円を剰余金として、翌 28 年度の歳入に編入するものでございます。

なお、平成 27 年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算につきましては、去る 9 月 26 日付けで、監査委員から、予算の執行は適正であることを認めた旨の意見書をいただいているところでございます。

以上、提出議案の概要を御説明申し上げましたが、何とぞよろしく御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鎌田基志君）以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入るのですが、質疑の通告はありません。よって、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入るのですが、討論の通告はありません。よって、これにて討論を終結いたします。

それでは、これより採決いたします。

まず、議案第 10 号香川県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川県市町総合事務組合規約の一部変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田基志君）御異議なしと認めます。よって、議案第 10 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 11 号香川県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田基志君）御異議なしと認めます。よって、議案第 11 号は、原案のとおり可決されました。

次に、認定第 1 号平成 27 年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算についてを採決いたします。

本件は、これを認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田基志君）御異議なしと認めます。よって、認定第 1 号は、これを認定することに決定いたしました。

以上で今期定例会の全日程を終わりました。

これにて平成 28 年第 3 回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後 2 時 25 分 閉会

會議録署名議員

議 長 鎌 田 基 志

議 員 城 中 利 文

議 員 碓 石 眞 己